

令和6年6月4日

関係各位

本紙含め計4頁

2024年度「港湾幹線道路使用料減免措置」のご案内

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は神戸市港湾局に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、令和6年度「港湾幹線道路減免措置」の受付開始をご案内いたします。詳細は神戸市ホームページにも掲載しておりますので、併せてご確認ください。

最後になりますが、貴会のますますのご発展を心よりお祈り申し上げます。

記

1. 送付物・・・概要2頁・要領1頁

2. 受付・・・e-KOBE(電子申請)により申請。

神戸市トップページ > 事業者の方へ > 各業種へのご案内 > 神戸港関係[お知らせや施設使用料、賃貸/分譲地などのご案内] > 港湾施設使用料等[港湾幹線道路(ハーバーハイウェイ)使用料減免の実施] > 港湾幹線道路使用料減免(事業者向け)

(<https://www.city.kobe.lg.jp/a74134/business/kowanjigyo/shisetsushiyo/mayagenmen.html>)

3. 期間・・・2024年度分受付 2024年6月11日(火)～6月28日(金)

(減免期間:2024年9月1日～2025年8月31日)

【申請先】神戸市港湾局神戸港管理事務所 不動・入佐
〒650-0046 神戸市中央区港島中町4-1-1
TEL: 078-304-2500

【発信者】神戸市港湾局経営企画課 松下・中野
TEL: 078-595-6268

電子メール: minato_kousei@office.city.kobe.lg.jp

港湾幹線道路使用料減免措置の実施について

【ご注意】

e-KOBE による申請となります。

(期日を過ぎた場合、減免対象外の期間が生じる可能性がありますので
ご注意ください。)

◆目的◆

神戸港の振興対策及び「国際コンテナ戦略港湾」の事業趣旨に鑑み、港湾貨物輸送コストの低減により、神戸港の競争力の強化を図り、取り扱い貨物量の増加や企業誘致の促進に繋げることを目的とする。

◆実施方法◆

事業者からの減免申請に基づき、審査のうえで減免承認を受けた車両・ETC カードで、ETC システムを正常に利用して港湾幹線道路を無線通行した場合に使用料を免除する。

◆対象者◆

- (1) 下記の要件をすべて満たす事業者で、神戸市長が認める者
 - ① 神戸港において、港湾関連事業※を営んでいること
 - ② 事業者又は事業者が所管する事業所の所在地が神戸市内にあること
- (2) その他、市長が特に認める事業者

※ 法人登記簿謄本の目的区に記載されている事業例

港湾運送事業（一般港湾運送事業、港湾荷役事業、はしけ運送事業、いかだ運送事業、検数事業、鑑定事業、検量事業）、港湾運送関連事業（貨物位置固定、荷造り、船倉清掃、貨物警備等）、倉庫事業、水先事業、綱取り事業、引船事業、船社、海上貨物自動車運送事業（海上コンテナトラック事業等） 等

◆対象車両◆

事業者が保有する港湾事業の用に供している自動車（トレーラーシャーシを除く）で、使用の本拠が原則神戸市内であり、ETC システムを利用して港湾幹線道路を通行し、減免承認時点で自動車検査登録済みの車両

※申請時は、自動車検査証の記載内容をご確認ください。

- ・車両番号、自家用・事業用の別が、申請内容と一致していること
- ・使用者が申請者と一致していること
- ・使用の本拠の位置が、原則神戸市内であること

◆減免回数◆

減免回数上限なし

◆減免申請手続◆

(1) 申請方法 期間内に **e-KOBE (電子申請)** により申請

トップページ > 事業者の方へ > 各業種へのご案内 > 神戸港関係[お知らせや施設使用料、賃貸/分譲地などのご案内] >

港湾施設使用料等[港湾幹線道路(ハーバーハイウェイ)使用料減免の実施] > 港湾幹線道路使用料減免 (事業者向け)

(<https://www.city.kobe.lg.jp/a74134/business/kowanjigyo/shisetsushiyo/mayagenmen.html>)

(2) 添付書類 減免承認時点で有効期間が満了していない自動車検査証 (写)

※2023年1月以降に交付された電子車検証の場合、
自動車検査証記録事項も併せて提出してください。

(3) 受付締切

① 2024年度分受付 2024年6月11日(火) ~ 6月28日(金)

(減免期間: 2024年9月1日 ~ 2025年8月31日)

※受付期間を過ぎると、減免開始時期が遅れる可能性がありますのでご注意ください。

② 2024年9月1日以降受付 毎月10日まで受付分

(減免期間: 承認日の翌月1日 ~ 2025年8月31日)

※ 2024年8月31日までの新規減免申請

(減免期間: 2024年7月1日 ~ 2024年8月31日) ⇒ 2024年6月10日(月)までに申請

(減免期間: 2024年8月1日 ~ 2024年8月31日) ⇒ ①の減免審査期間とするため、

当該期間の減免申請は受け付けておりません。予めご了承ください。

◆注意事項◆

- ・ 減免は登録した「車両番号」と「ETCカード番号」の組合せで適用します。
- ・ ETCシステムを使用した無線通行時のみ減免されます。 ※ETCカードを係員に手渡して通行した場合は、減免されません。
- ・ 料金所通過時に一旦、通行料金のアナウンスがありますのでご注意ください。(料金請求時に減免が適用されます)
- ・ 登録車両であっても、ETCカードや車載器の不良などによる現金払いや、ETCカードの入れ間違い等により料金が発生した場合は、料金の返金はいたしません。
- ・ 走行中のETCカードの抜き差しや入れ替えは、事故の原因となる恐れがありますので、おやめください。
- ・ 減免の申請や通行に関して、不正な行為が認められた場合は減免措置を取り消すことがあります。

港湾関連事業者向け港湾幹線道路使用料減免措置実施要領

1. 目的

神戸港の振興対策及び「国際コンテナ戦略港湾」の事業趣旨に鑑み、港湾貨物輸送コストの低減を図り、もって神戸港の国際競争力の強化に繋げるため、神戸市港湾施設条例第17条第3号に基づく港湾幹線道路使用料の減免措置の必要な事項を定める。

2. 減免対象事業者

(1) 下記の要件をすべて満たす事業者で、神戸市長が認める者

- ① 神戸港において、港湾関連事業を営んでいること
- ② 事業者又は事業者が所管する事業所の所在地が神戸市内にあること

(2) その他、神戸市長が当該要領の目的に鑑み特に認める事業者

ただし、港湾幹線道路にかかる減免制度の趣旨に反する行為を行った等により、減免措置の取消し又は過料に処せられ、その取消し又は処分の日から起算して2年を経過していない事業者は除く

3. 減免内容

- (1)対象車両 事業者が保有する港湾事業の用に供している自動車(トレーラーシャーシを除く)で、使用の本拠が原則神戸市内であり、ETCシステムを利用して港湾幹線道路を通行し、減免承認日時点で自動車検査登録済みの車両
- (2)減免適用 減免承認を受けた車両・ETCカードで、ETCシステムを正常に利用して無線通行した場合に使用料を免除する。ただし、神戸市の管理するETC設備の故障や点検等、神戸市の責によりETCシステムを利用して通行できない場合に限り、係員に減免対象車である旨を告げることで減免が適用されるものとする。
- (3)減免期間 通年(9月1日～翌年8月末日)
- (4)対象区間 港湾幹線道路(ハーバーハイウェイ)

4. 減免申請

減免を希望する事業者が、神戸市スマート申請システム(e-KOBE)で期間内に申請する。
以後の申請については、承認日の翌月1日から減免する。

5. その他

- (1) 減免申請や使用料の免除にあたり、詐欺その他不正な行為があった場合は、神戸市港湾施設条例の規定に基づき免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を徴収するとともに、以降の減免措置を取り消す。
- (2) その他必要な事項は、別途港湾局長が定める。